

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
(削る)	<p>1の2-1 <u>会社が指定国際会計基準による財務諸表を初めて作成する場合において、当該会社、その親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令又は外国金融商品市場の規則に基づき、当該財務諸表に係る事業年度に相当する期間に係る企業内容等に関する書類を開示することが確実と見込まれる場合には、規則第1条の2第1号ニ(1)及び(2)に規定する「企業内容等に関する書類を開示していること」に含まれることに留意する。</u></p>
(削る)	<p>1の2-2 <u>規則第1条の2第1号ニ(3)に規定する「資本金の額」を本邦通貨に換算するときは、次の(1)又は(2)の区分に応じ、(1)又は(2)に定める金額によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 連結子会社の株式取得時における資本金に属する金額 当該株式取得時の為替相場による円換算額</u></p> <p><u>(2) 連結子会社の株式取得後に資本金の額に変動が生じた場合における資本金に属する当該変動の額 資本金の変動時の為替相場による円換算額</u></p>